

学園東町連合自治会防犯部会防犯グループ規約

- 第一条 本グループは、**学園東町連合自治会防犯部会防犯グループ**と称する。
- 第二条 本グループは、多様な地域団体の参画と協働に基づく自主的な防犯活動の活性化・効率化を促進し、将来にわたって安心な地域社会を築いていく事を目的とする。
- 第三条 本グループは、次の団体をもって構成する。
- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 学園東町連合自治会 | (10)9・10 団地管理組合 |
| <連合自治会構成自治会・管理組合> | (11)パルタウン学園管理組合 |
| (2) エルタウン学園1 管理組合 | (12)学園東町3丁目自治会 |
| (3) エルタウン学園2 管理組合 | (13)学園東町4丁目自治会 |
| (4) エルタウン学園3 管理組合 | (14)学園東町6丁目自治会 |
| (5) エルタウン学園4 管理組合 | (15) 学園東町7・8丁目自治会 |
| (6) エルタウン学園5 管理組合 | (16) シャリエ管理組合 |
| (7) エルタウン学園6 管理組合 | (17) グランドメゾン管理組合 |
| (8) アーバンライフ神戸学園都市管理組合 | (18) カルチェリベルテ管理組合 |
| (9) オーナーズヒル神戸学園都市管理組合 | (19) リーデンススクエア管理組合 |
- 第四条 本グループは、第三条に定める団体の他、第5条の活動地域において防犯活動を他の団体の参画を促すとともに、当該団体と幅広く協働するように努めるものとする。
- 第五条 本グループは、兵庫県神戸市西区学園東町を活動地域とする。
- 第六条 本グループは、第二条の目的を達成する為、構成団体を通じて次の活動を行なう。
- (1) 防犯に関する知識普及に関すること。
 - (2) 犯罪等の発生時における情報の収集及び伝達に関すること。
 - (3) 地域巡回等の実施に関すること。
 - (4) 地域の危険個所の調査に関すること。
 - (5) 防犯資料機材等の調整に関すること。
 - (6) 構成団体間の活動調査に関すること。
 - (7) その他本グループの目的を達成する為に必要な活動。
- 第七条 本グループは、代表団体を学園東町連合自治会とする。
- 第八条 本グループは、学園東町連合自治会防犯部会長を会長とする。
2. 会長は、副会長1名を構成団体の中から任命する。
 3. 会長は、本グループを代表し、その業務を総括する。
 4. **副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。**
 5. 会長、副会長の任期は、構成団体の役員の任期による。
- 附 則 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

【2020年10月1日 規約改正】

第一条 グループ名を「学園東町防犯連合グループ」→「学園東町連合自治会防犯部会防犯グループ」に改める。

第三条 構成団体の追加・変更

「7丁目自治会」 → 「7・8丁目自治会」に変更する。

「シャリエ管理組合、グランドメゾン管理組合、カルチェリベルテ管理組合、リーデンススクエア管理組合」を追加する。

第八条4項

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行し、会長が欠けた時はその職務を行なう。

⇒ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。